

見附市立和楽保育園民営化に係る移管先法人

募集要項説明会(会議録)

内容	会議録
日時	令和5年10月21日(土)午前9時20分~10時10分
会場	見附市役所4階 大会議室
参加法人	2法人
出席者	【事務局】 鈴木こども課長、渡邊保育児童クラブ係長、坂井主事
開会	【司会】 これより見附市立和楽保育園民営化に係る移管先法人募集要項説明会を始めます。本日、進行を努めます見附市こども課の渡邊と申します。よろしくお願ひいたします。次第に沿って進行いたします。開会に先立ちまして、こども課長鈴木が挨拶をいたします。
あいさつ	【こども課長】 本日は、見附市立和楽保育園民営化に係る移管先法人募集要項説明会にご参加いただきありがとうございます。また、日頃より市の保育行政にご理解ご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。 さて、現在子育て施策については、子育て世帯のみならず広く市民から注目が集まっているところです。見附市においても多様化する子育て世帯のニーズに対応できるように各種施策の充実に力を入れているところです。一方で、限られた財源の中できめ細かく対応していくために、これまでの事業手法を見直してコストを抑えながら事業効果を上げることが行政には求められています。保育園については、民間保育園の持つ柔軟性などの特性に期待して保育の質を確保しながら多様化する保育ニーズに的確に対応するため、公立保育園の民営化を進めてきたところです。現在見附市では第三次の公立保育園民営化等実施計画を進めているところであり、今回の和楽保育園の募集についても3次計画の一環であります。ここにお集まりの皆様は既にご承知のことかと思いますが、和楽保育園は認可外の地域保育園であり、昨年度名木野保育園、漆山保育園と一緒に3園セットでの民営化募集を行い、最終的に和楽保育園だけが移管法人の選定に至りませんでした。そのため、調整等をはさみ、時間が空きましたが、再度和楽保育園1園のみで民営化の公募を行うこととなります。この後、担当が詳細を説明しますが募集の概要としましては、移管後は認可園として運営してもらうこととしております。移管の時期は令和7年4月または令和8年4月としています。それまでは、公立の地域保育園として市が運営し、市の保育士が保育にあたります。また、今回は比較的小さい規模の園1園だけが対象ということで、複数の園の運営の中で工夫する余地があったこれまでの募集と比べるとやや厳しい条件となっているのかなと思われますので、法人様からより手上げをしてもらいやすいように応募資格の緩和等行っております。今回、条件を緩和しましたが、選定にあつたては子どもたちをきちんと任せられる計画になっているか、認可保育所等への移行に無理はないか等、保護者を含めた選定委員会において多角的にしっかりと審査をさせていただきます。これら詳細をこれから説明させていただきます。

<p>募集要項について</p>	<p>最後になりますが、和楽保育園は、どうしても地域に残したい施設であると地域の皆さんの思いが熱い保育園であります。子どもたち側から見ると、地域の大人たちが子どもたちを温かく見守ってくれる地域柄なのだと思っております。このようなことを踏まえて、ここにお集まりの法人の皆様には、ぜひ、前向きに検討していただけたらと思いません。見附市の子育て世帯の保護者にとってより良い保育環境と子どもたちにとってより良い育ちの場が実現できますようにお力添えをいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>【事務局】</p> <p>募集要項に沿って説明。</p> <ul style="list-style-type: none">・移管予定日 令和7年4月1日もしくは令和8年4月1日（事業者の提案によるものとする）・対象園 見附市立和楽保育園。認可された保育所、こども園、小規模保育事業所として運営する「移管方式」とする。・土地は無償貸与。借地部分は市が地権者と賃貸借契約を行い負担する。・園舎・プール・遊具は移管予定日前日において現状有姿で無償譲渡。・移管の際、建物の修繕が必要な場合については必要に応じて協議を行う。・和楽保育園は認可外保育施設であるため、移管予定日前日までに認可保育施設として整備を行う計画とする。移管予定日以前に認可のために行う設備投資や修繕の経費負担は、申請書で提案したもののうち市が認めた経費を、予算の範囲内で市が負担するものとする。・移管予定日から5か年を経過する日まで、和楽保育園の建物を現状有姿の状態で使用し、大規模修繕及び建替え等の経費負担に関する協議に市は原則応じない。・移管先の法人は少なくとも移管予定日から3か年を経過する日まで保育事業を継続して行うものとする。止むを得ず3園の保育事業の全部または一部を中止した場合、原状復旧を移管先事業者自らがを行い、市へ返却するものとする。但し、市が市政上必要である場合は、この限りでない。・0歳児から就学前までの乳幼児を受け入れること。（小規模保育事業所の場合は、市内保育所等と連携し、3歳以上児の受け入れ場所を確保すること。）・応募資格 令和5年4月1日現在において1年以上、子ども・子育て支援法に基づいた、教育・保育給付認定を受けた子どもの保育を実施する法事であること。（共同体等での運営を希望する場合は、代表法人が条件を満たしていること。）※社会福祉法人、学校法人以外の場合は、県内法人に限る。・職員について 当該園（和楽保育園）に勤務する保育士は、保育園等勤務経験が3年以上のものが全体の3分の1以上かつ複数人含んでいること。・引継ぎについて 保育内容の円滑な引継ぎのために、移管前に共同保育の適切な期間を定め実施する。運営法人は職員の派遣について協力すること。・様式第1号から4号様式及びその他提出資料を9部提出。（正本1部、副本8部）・選定方法及び結果について。市長が定める審査基準に基づき、事務局による1次審査（書類審査）、見附市立保育園民営化選定委員会による2次審査（公開プレゼンテーション）により選定する。・採点基準について 1次審査は変更なし。2次審査については大きく変更はないが、
-----------------	---

次のとおりである。

- ①選定委員(以下委員)7名が一人600点満点で5段階評価を行う。
- ②委員が採点した事業者の内、上位1位と下位1位の点数を除き、残りの委員の合計点数が満点の半分以上を合格基準点とする。
- ③合格基準点は上記②の条件に加え、審査した委員の過半数が300点以上の得点であるものとする。但し、300点以上と未満の者が同数であった場合は、委員長の判断により合否を決定する。
- ④複数の事業者から提案があった場合、最高得点獲得数が多い事業者を第1候補とする。同数の場合は、上位1位と下位1位の点数を除いた上で、残りの委員の合計点数が最も高い事業者を第1候補者とする。
- ⑤上記④で同得点の場合は、委員長の最高得点が高い事業者を第1候補事業者とする。
- ⑥委員のうち保護者代表を1名追加することが出来る。
- ⑦2次審査は5人以上の委員が出席するものとする。

・スケジュールについて

質問の受付 11月8日(水)午後3時まで

質問に対する回答 締切日の1週間を目安にホームページへの公開にて行う。

申請書類の提出 12月1日(金)~8日(金)

提出方法 見附市教育委員会こども課へ持参(郵送不可)

その他

・和楽保育園資料をご覧ください。現在の和楽保育園の運営状況の資料になります。第3次民営化計画の中で説明させてもらっているが、地域保育園の中では新しい施設ではある。和楽保育園を中心に半径3キロ以内に新しい園が2つできます。1つは名木野町の豊愛名木野こども園です。名木野保育園の民営化になりますが、教育認定を含め、合計75名の定員を予定している。2つめは、熱田町の見附どろんこ保育園です。こちらも教育認定含め、合計75名の定員を予定している。また、漆山保育園ですが、民営化を行う保育園ですが、現在南本町にあるわかくさキッズルームが小規模保育事業所として運営することになります。実際の田井小学校のエリアには和楽保育園のみですが、令和6年度以降、刈谷田川の左岸エリアは比較的保育環境が充実したエリアになります。和楽保育園の民営化を検討していただくには、あまり良い情報ではないかもしれないが、この情報を加味して検討していただきたい。

質疑

【司会】

質問については基本的には質問書でただいま、ご説明しました募集要項について、ご質問を受け付けます。

【質問】

和楽保育園を認定こども園もしくは認可保育園にするためには、調理室が必要になると思うが調理員専用のトイレは必須か。

【事務局】

調理員専用の設置が義務化されているかどうかについては、後日、ホームページ上で回答させていただきます。

<p>閉会</p>	<p>【質問】 大規模修繕の定義とはどのようなものでしょうか。</p> <p>【事務局】 募集要項に記載してあります、5年間大規模修繕に応じないというのは、国の補助制度を利用しての大規模改修について市は対応しません。</p> <p>【司会】 皆様、本日は大変ありがとうございました。以上で和楽保育園民営化に係る移管先法人募集要項説明会を終了いたします。</p>
-----------	---